

草津市公報

発行日 令和5年7月15日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 13 号

発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市税条例の一部を改正する条例（税務課）	1
草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例（市民課）	2
草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例（保険年金課）	2
草津市産業振興条例（商工観光労政課）	3
草津市都市公園条例および草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	4

◎ 規 則

草津市税規則の一部を改正する規則（税務課）	4
-----------------------	---

◎ 告 示

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（温暖化対策室）	5
草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱の一部を改正する要綱（農林水産課）	8
公示送達について（納税課）	8
地方自治法第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第2条第1項の規定による令和4年度の予算の収入・支出状況、市債の状況および市有財産の状況の公表について（財政課）	11

◎ 公 告

草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	13
草津市農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）	13
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	13
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	13

◎ 教育委員会告示

草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部を改正する要綱（幼児課）	15
草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱の一部を改正する要綱（学校給食センター）	16
草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱の一部を改正する要綱（学校給食センター）	16
草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱の一部を改正する要綱（学校給食センター）	16

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	17
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	17

条 例

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和5年6月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第14号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第34条の10第2項中「または」の右に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「もしくは市民税に充当し」を「、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「もしくは第2項」を削り、「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合にあわせて賦課し、および徴収する。

第41条中「および」を「、個人の」に、「の合算額」を「および森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の右に「（これとあわせて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「前項」を「同項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項および第6項中「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「特別徴収税額の」を「特別徴収税額を」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「法第17条の2の規定によつて」を「法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「および均等割額」の右に「（これとあわせて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第47条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合には」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「年金所得者に係る」を「年金所得に係る」に、「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「法第17条の2の規定によつて」を「法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号二中「および」を「、」に、「解放」を「開放」に改め、「3輪のもの」の右に「および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第12条の2の2第4項および第13条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付 則
（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の10第2項ならびに第38条の見出しおよび同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定ならびに第41条、第44条、第47条、第47条の2および第47条の6の改正規定ならびに付則第12条の2の2第4項および第13条の2第3項の改正規定ならびに次条第1項ならびに付則第3条第1項（この条例による改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）付則第13条の2第3項に係る部分に限る。）および第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第36条の3の2の改正規定および次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の草津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき草津市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号ニおよび付則第13条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第12条の2の2第4項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（令和5年6月30日揭示済み）

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第15号

草津市手数料条例および草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例
（草津市手数料条例の一部改正）

第1条 草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項各号列記以外の部分中「〔個人番号カードという。〕」の右に「または、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備（以下「移動端末設備」という。）」を加える。

別表第3項中「個人番号カード」の右に「または移動端末設備」を加え、「〔住民票の写しの交付に限る。〕」を削る。

別表第18項中「個人番号カード」の右に「または移動端末設備」を加える。
（草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部改正）

第2条 草津市印鑑の登録および証明に関する条例（昭和54年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書または同法第35条の2第6項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和5年6月30日揭示済み）

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第16号

草津市医療費特別助成条例の一部を改正する条例
草津市医療費特別助成条例（昭和53年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小中学生」の右に「および高校生等」を加える。

第2条第2号中「小中学生」の右に「および高校生等」を加え、「15歳」を「18歳」に改め、同条第10号および第11号中「小中学生」の右に「および高校生等」を加える。

第3条第1項中「（小中学生のうち、12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者にあつては、入院に係るものに限る。）」を削り、同条第2項第1号中「12歳」を「18歳」に改め、同項第2号中「小中学生のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者」を「小中学生および高校生等」に、「12歳」を「18歳」に改める。

第4条第1項ただし書中「小中学生のうち、12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者である場合または」を削る。

第7条第2項中「小中学生」の右に「および高校生等」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の草津市医療費特別助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（令和5年6月30日揭示済み）

草津市産業振興条例をここに公布する。

令和5年6月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第17号

草津市産業振興条例

（目的）

第1条 この条例は、本市の産業振興に関する基本理念を定め、産業振興に関わる者の役割を明確にすることにより、近畿圏と中部圏の結節点として交通網が充実し、人・物・情報の交流が盛んである本市の立地特性を生かした産業振興の施策を総合的に推進し、本市経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行う個人および法人をいう。
- (2) 産業振興団体 商工観光関連団体その他の本市産業の振興に資する活動を行う団体をいう。
- (3) 金融機関 事業者と取引を行う銀行、信用金庫、信用組合、その他の金融機関および信用保証協会をいう。
- (4) 教育研究機関 大学その他の教育機関または本市産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する者をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (7) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者に該当する事業者をいう。

（基本理念）

第3条 産業振興は、古くから交通の要衝として発展を続け、多様な人・物・情報の交流により幅広く産業が発展してきた本市の特性に鑑み、地域資源を最大限に活用することにより新たな価値を創出し、持続可能な未来を創造していくため、事業者自らの創意工夫および自助努力を基本とし、産業振興に関わる者がそれぞれの役割を果たしながら、相互の密な連携および協働のもとで推進されるものとする。

（産業振興計画の策定）

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、産業振興計画を策定するものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、自らの事業の創造、発展および安定ならびに経営の強化に努めるとともに、雇用の創出および人材の育成に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する一員として、自らの事業活動と市民生活との調和を図りながら、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

（産業振興団体の役割）

第6条 産業振興団体は、事業者の経営相談および有用

な情報の提供を行うことにより、事業者の事業活動および創業を支援するよう努めるものとする。

- 2 産業振興団体は、産業振興を目的とした事業の実施および市が実施する産業振興の施策への協力を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、事業者の資金需要に対する適切かつ円滑な資金の供給および経営支援を行うよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、自らの事業活動およびまちづくりに関する活動を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(教育研究機関の役割)

第8条 教育研究機関は、産業振興を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

- 2 教育研究機関は、研究成果等の普及および活用を通じて、地域社会の持続的な発展に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、自らの消費行動等が本市経済の発展に貢献することを理解するとともに、事業者による事業活動が地域社会の持続的な発展に貢献していることを認識し、産業振興に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第10条 市は、第3条に定める基本理念および第4条に定める産業振興計画に基づき、産業振興の施策を総合かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な体制の整備を行うものとする。
- 3 市は、産業振興の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、国、県等との連携を図るとともに、産業振興に関わる者の相互の連携および協働を促進するものとする。
- 5 市は、産業振興の施策を実施するに当たっては、本市経済の発展に重要な役割を果たす中小企業者および小規模企業者の振興に積極的に取り組むものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(令和5年6月30日揭示済み)

草津市都市公園条例および草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第18号

草津市都市公園条例および草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部を改正する条例

(草津市都市公園条例の一部改正)

第1条 草津市都市公園条例(昭和63年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「ロクハ公園、」を削る。

(草津市立ロクハ公園駐車場条例の一部改正)

第2条 草津市立ロクハ公園駐車場条例(昭和63年草津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定の手続きその他指定管理者に管理業務を行わせるための準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(令和5年6月30日揭示済み)

規 則

草津市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第54号

草津市税規則の一部を改正する規則

草津市税規則(平成3年草津市規則第11号)の一部を

次のように改正する。

第50条第1項中「農耕作業用自動車以外のものについては」を「農耕作業用自動車および特定小型原動機付自転車以外のものについては、」に改め、「別記様式第75号の2によるものと」の右に「し、特定小型原動機付自転車については、別記様式第75号の3によるものと」を加える。

様式第75号の2の次に次の1様式を加える。

様式第75号の3（第50条第1項関係）



備考

- 1 標識の地の塗色は、白色とする。
- 2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

付 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(令和5年6月30日揭示済み)

告 示

草津市告示第188号

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年6月21日

草津市長 橋 川 渉

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和4年度草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱（令和4年草津市告示第205号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和4年度」を削る。

第1条中「令和4年度」を削る。

第2条第1項中「令和4年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱」を「令和5年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱」に、「（以下「スマート・エコ製品」と総称する。）を設置する事業とする。」を「を設置する事業のうち、基本対策推進事業に該当する設備（以下「対象設備」という。）とし、別表第1に定めるとおりとする。」に改め、同条第2項を次のように改め、同条第3項を削る。

2 既存住宅とは、対象設備を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、対象設備の設置工事期間が重なっていないものとする。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 市税の滞納がない者であること

第4条の見出しを「（交付の対象および補助額等）」に改め、同条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第6条中「別表第3」を「別表第2」に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月29日」に改める。

第10条第1項中「スマート・エコ製品」を「対象設備」に、「令和4年」を「令和5年」に改め、同条第2項中「スマート・エコ製品」を「対象設備」に、「令和5年」を「令和6年」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条第1項、第4条関係）

(1) 事業の要件

- ① 補助の対象は、対象製品の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。
- ② エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ③ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ④ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑤ 同一の対象製品からの更新は補助対象外とする。
- ⑥ 対象製品設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であること。

⑦ 複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とする。
ただし、次のAの額の3分の1以内とする。
A = a - b
a : 間接補助対象経費
b : 間接補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額

(2) 補助対象事業の内容

① 住宅用太陽光発電システム

補助率等	定額、4万円
補助要件	<p>a 固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。</p> <p>b 設置と併せて、2万円以上のHEMS（※）を購入するもしくは他の対象設備を設置すること。 ※HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。</p> <p>c 滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。</p>

② 高効率給湯器（エネファーム）

補助率等	定額、6万円
補助要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p>

補助要件	<p>b 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。</p> <p>c 滋賀県が運営管理するJ-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボンクレジット倶楽部（太陽光発電設備、コージェネレーションシステム）」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。</p> <p>d 高効率給湯器（エネファーム）からの更新でないこと。</p>
------	---

③ 高効率給湯器（エネファーム以外）

補助率等	定額、2万円
補助要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の場合、年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること（JIS規格）。または、年間給湯効率が3.1以上であること（JRA規格）。</p> <p>c 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）の場合、給湯部熱効率が90%以上であること。</p> <p>d 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）の場合、連続給湯効率が90%以上であること。</p> <p>e ハイブリッド給湯器の場合、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。</p> <p>f 高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウイル）含む）からの更新でないこと。</p>

④ 太陽熱利用システム

補助率等	定額、2万円
補助要件	<p>a 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入する自宅に太陽光発電システムと併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システムを備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p> <p>b JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。</p>

補助要件	<p>交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。</p> <p>b 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、財団要綱別紙判断基準によるものとする。</p>
------	--

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

必須の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・財団補助金の交付決定通知書の写し ・財団補助金の交付申請書（基本対策推進事業）の写し（添付書類含まず） ・振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号・名義がわかるもの） ・その他市長が必要と認めるもの
任意の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「草津市気候非常事態宣言」賛同書（別記様式第6号）

⑤ 蓄電池

補助率等	定額、5万円
補助要件	<p>a 太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。</p> <p>b JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。</p> <p>c 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。

⑥ V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)

補助率等	定額、4万円
補助要件	<p>a 太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</p> <p>b 以下のいずれかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。

⑦ 窓断熱設備

補助率等	定額、2万円
補助要件	a 窓断熱設備設置の際の工法はガラス

別表第3を削る。
別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第1号(第6条関係)

事務局整理番号:
※申請者は記入しないでください。

草津市長 _____ 年 月 日
住 所 〒 _____

▲封筒に申請した住所と同じ表記にしてください。
(フリガナ)
申請者 氏 名 _____ 印
(管理組合名)

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付申請書
(兼 実績報告書、交付請求書)

草津市スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。

また、今回の交付申請にあたり、市税に関する納税状況について、市長が照会・調査することに同意します。

なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

申請者の連絡先 (申請者が管理組合の場合は、役職および代表者名) (電話番号は平日昼間に連絡が取れる番号を記載してください)	(氏名) (TEL) _____ (FAX) _____ (E-mail) _____
手続代行者 (手続きを代行している場合は記入してください)	住 所 _____ 会 社 名 _____ 担当者名 _____ 担当者連絡先 (TEL) _____ (FAX) _____ (E-mail) _____
設置場所	▼封筒に申請した住所と同じ表記にしてください。 草津市 _____ 該当する場合はチェック □別荘等(主たる住所と違う建築物に設置) □店舗兼住宅
交付申請額 交付請求額	円 _____

補助金の振込先口座	※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載(通帳見開きページの下部に記載)	
	金融機関名	_____
	本店名	_____
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
	本人口座番号	_____
本人口座名義	(※カタカナで記入)	

別記様式第2号から別記様式第5号までの様式中「令和4年度」を削る。

別記様式第6号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表様式第7号を削る。

付 則
この要綱は、令和5年6月21日から施行し、令和5年度以降の補助金について、適用する。

(令和5年6月21日揭示済み)

草津市告示第190号
草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和5年6月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱(令和4年草津市告示第242号)の一部を次のように改正する。

第1条中「滋賀県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱(令和4年4月20日付け滋み農第45号滋賀県農政水産部長通知)」を「滋賀県担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱(令和5年1月10日付け滋み農第5号滋賀県農政水産部長通知)」に改める。

付 則
この要綱は、令和5年6月29日から施行し、改正後の草津市農地利用効率化等支援交付金交付要綱の規定は、令和5年度以降の交付対象事業について適用する。

(令和5年6月29日揭示済み)

草津市告示第191号
公示送達について
次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年6月30日

草津市長 橋 川 渉

1. 送達すべき書類
- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 14件 |
| (2) 国民健康保険税督促状 | 18件 |
| (3) 市県民税特別徴収督促状 | 2件 |
| (4) 差押調書(謄本) | 1件 |
| (5) 配当計算書(謄本) | 2件 |
| (6) 交付要求通知書 | 1件 |
| 計 | 38件 |

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和5年7月7日に送達があったものとみなす。

督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
NAN BOREY	滋賀県草津市平井六丁目8番16-102号 ティコハウスB	令和4年度随時期	
松口 航貴	滋賀県草津市野村七丁目16番6-302号 アネックスY	令和4年度随時期	
佐藤 浩	滋賀県草津市上等一丁目25番5-1109号 レイクシティ上笠	令和4年度第4期	
北川 正晃	滋賀県草津市上等三丁目6番1-1号 東和ハイツ	令和4年度第4期	
中島 慎吾	滋賀県草津市上等四丁目8番36-203号 レオパレス ツツミ館	令和4年度第4期	
小川 亮華	滋賀県草津市青地町581-1 ヨンフォートテラオ1701	令和4年度第4期	
震未 祐太	滋賀県草津市青地町581-1-1407	令和4年度第4期	
山岸 佑平	滋賀県草津市青地町749番地4-309 プラントール	令和4年度第4期	
北村 直聖	滋賀県草津市山寺町1166番地1-136B ダイキョ山寺社宅	令和4年度随時期	
牧内 廉	滋賀県草津市山寺町492番地1-1311 エンゼルプラザ草津	令和4年度随時期	
吉田 七海	滋賀県草津市追分三丁目22番19-325号 草津ロイヤルマンション	令和4年度随時期	
NGUYEN HOANG HIEP	滋賀県草津市矢倉二丁目2番27-202号 サンクリエート瀬川	令和4年度随時期	
中島 祥	滋賀県草津市野路一丁目7番21号 リバリー南草津 1805号室	令和4年度随時期	
長谷川 礼良	滋賀県草津市新浜町138番地1-102 ヒルズ イッセイ II	令和4年度第4期	
藤野 宏行	滋賀県草津市新堂町202番地	令和4年度第9期	
藤野 宏行	滋賀県草津市新堂町202番地	令和4年度第10期	
木許 晴二郎	滋賀県草津市西沢川一丁目17番11-201号 エスペランス	令和4年度第8期	
木許 晴二郎	滋賀県草津市西沢川一丁目17番11-201号 エスペランス	令和4年度第9期	
木許 晴二郎	滋賀県草津市西沢川一丁目17番11-201号 エスペランス	令和4年度第10期	
佐藤 浩	滋賀県草津市上等一丁目25番5-1109号 レイクシティ上笠	令和4年度随時期	
佐藤 浩	滋賀県草津市上等一丁目25番5-1109号 レイクシティ上笠	令和4年度第10期	
山岸 佑平	滋賀県草津市青地町749番地4-309 プラントール	令和4年度第7期	
山岸 佑平	滋賀県草津市青地町749番地4-309 プラントール	令和4年度第8期	
山岸 佑平	滋賀県草津市青地町749番地4-309 プラントール	令和4年度第9期	
山岸 佑平	滋賀県草津市青地町749番地4-309 プラントール	令和4年度第10期	
松本 幸二	滋賀県草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション	令和4年度第10期	
CHOI YOUCHAN	滋賀県草津市東矢倉四丁目8番55-502号 野路一番館	令和4年度第9期	
CHOI YOUCHAN	滋賀県草津市東矢倉四丁目8番55-502号 野路一番館	令和4年度第10期	
須藤 賢治	滋賀県草津市矢橋町1524番地14	令和4年度第9期	
須藤 賢治	滋賀県草津市矢橋町1524番地14	令和4年度第10期	
太田 英司	大阪府守口市大日町2丁目19番3-102号	令和4年度第9期	
太田 英司	大阪府守口市大日町2丁目19番3-102号	令和4年度第10期	

市 県 民 税 特 別 徴 収 督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
パム・システム・サポート 株式会社	兵庫県明石市小久保3丁目19番地の4	令和5年 4月分
株式会社 T-project	草津市南笠東二丁目7番地12	令和5年 4月分

差 押 調 書 (謄本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
山本 莉緒	草津市下笠町680番地5	発番 令和5年 5月11日 草納発第285号

配 当 計 算 書 (謄本) 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
堀内 省三	草津市西渋川一丁目11番7号ハイツヒカリ 103号	発番 令和4年 11月 8日 草納発第1246号
堀内 省三	草津市西渋川一丁目11番7号ハイツヒカリ 103号	発番 令和5年 5月15日 草納発第329号

交 付 要 求 通 知 書 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
前田 浩	草津市西草津一丁目8番50号	発番 令和5年 5月16日 草納発第332号

(令和5年6月30日揭示済み)

草津市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和30年草津市条例第5号）第2条第1項の規定により、令和4年度の予算の収入・支出状況、市債の状況および市有財産の状況をここに公表する。

令和5年7月1日

草津市長 橋 川 涉

(令和5年7月1日揭示済み)